

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）

第34条第1項の規定により、ガーデン堀ノ内住宅マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月29日

杉並区長 岸本 聡子

1 組合の名称

ガーデン堀ノ内住宅マンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

ア 名称

ガーデン堀ノ内住宅

イ 敷地の区域

杉並区堀ノ内1丁目458番10、20、21、33、34、35

杉並区堀ノ内1丁目462番1、8、9、10、13、14、15、
16、17、18、19、20、21、
22、23、24

杉並区堀ノ内1丁目469番2、3、4

3 再生後マンションの敷地の区域

杉並区堀ノ内1丁目458番10、20、21、33、34、35

杉並区堀ノ内1丁目462番1、8、9、10、13、14、15、16、
17、18、19、20、21、22、23、
24

杉並区堀ノ内1丁目469番2、3、4

4 事業施行期間

令和2年7月31日から令和9年12月まで

5 事務所の所在地

東京都杉並区堀ノ内1丁目8番3

6 設立認可の年月日

令和2年7月31日

7 変更の内容

組合名称をガーデン堀ノ内住宅マンション再生組合に変更する
事業施行期間を令和9年12月まで延長する

8 事業計画の変更認可の年月日

令和8年10月23日